

古事記伝浄書再稿本四之巻の成立について

A Study of Manuscripts of Kojikiden (I)

千葉真也

はじめに

本居宣長の代表的な著作である古事記伝には、刊本以外に、草稿本、浄書再稿本（以下、再稿本と称する）などの自筆稿本がのこされている^①。また再稿本はたんねんな推敲の跡をとどめるが、推敲の途中に写された写本も各種のこされていて、古事記伝という著作の完成へいたる過程をかなり細かなところまでうかがうことができる。全四四巻の内の大半の巻については——草稿本や再稿本の中の日付によって——その成立時点も判明している程である。

ところが古事記伝再稿本4（刊本5）は、成立時期が判明していない。この稿は再稿本4（刊本5）の成立時期を推定することを目的とする。

結論を先に述べると、記伝再稿本4（刊本5）の成立は、明和六年一二月以後、七年九月以前と考えられる。

筑摩版の本居宣長全集^②第九巻の解題に「原稿の作成、版下の出来上り、印刷売本の出来上りなどの一覽表」（以下「一覽表」と略称）が収められている。まず、刊本1から刊本7あたりまで、必要な範囲で引用する。

記伝巻次	起稿	脱稿	浄書終
一	明和元年 ^①		明和八・一〇・九 ^②
二			
三			明和四・五・九 ^③
四		明和四・五・二六 ^④	明和四・六・二五 ^⑤

七			記伝巻次
			起稿
		明和八・二月 ^⑥	脱稿
			浄書終
		明和九・九・八 ^⑦	

通説を示すつもりでこの表を引いたのだが、刊本1から刊本4までの起稿・脱稿・浄書終了の時期については岩田隆が指摘するように、再検討を要するところが多い^③。もっとも、ここで扱おうとしている再稿本4（刊本5）に関しては、奥書もなければ、通説といふべきものもなく、その意味で話は簡単である。

書簡類における言及

再稿本4（刊本5）には宣長による奥書はない。ただし、谷川士清の女婿、蓬萊（荒木田）尚賢（弧形）の書写したものが、神宮文庫に収められ、「安永四年乙未八月二十九日以本居氏稿本謄写墨附五十有三張 荒木田尚賢」と記されている^④。尚賢の筆写以前にこの巻が出来ていたことだけは確実である。その先は書簡などの記伝外部の資料と、再稿本4（刊本5）の内容の二方面から接近するほかはない。宣長の書簡と来簡は全集第一七巻と別巻三に収められる。ただし、明和年間のものは僅かしか残っていない。ともかく、書簡の中でこの巻の成立をうかがわせるものを一瞥し

ておこう。

明和八年十一月二日付の谷川士清宛書簡と、安永三年正月十八日の宣長宛士清書簡、さらに安永四年某月某日付宣長宛蓬萊尚賢書簡が、記伝再稿本4（刊本5）の成立をうかがわせる資料である。なお書簡中の巻数は刊本ではなく再稿本の巻数である。

まず、明和八年十一月二日付の谷川士清宛書簡に次のような記述がある。

しろこの村田七右衛門といふ人、岡部をちが祝詞考もてるよし、此の人の名かねても聞きし事は侍りながら、いまだしる人には侍らず、いかでかの考かりて給はれかし、まろが古事記伝見まはしかるよし、こは五の巻ちかきほどにかきをへ侍りて、君に見せ奉らん、そをやがてかしこへも見せてんと思ひ侍る、四の巻迄は、此程はなちがたき事侍る故にかくなん

再稿本4までの原形が存在し、何らかの理由で手元においておかねばならなかったということが分る。「はなちがたき事」とは何であるか、書簡の記述からは知り得ない。だが、稿本類にあたってみると、宣長は浄書を終えて完成した原稿に、たんねんな推敲を施していたことが知られる。「はなちがたき事」は補筆訂正と考えるべきであろう。

次に安永三年の士清書簡

活板和名抄御返却落手仕候、古事記伝四巻御終業候ハハ拝借仕度候

この時点でも再稿本4は完成していない。

最後に安永四年某日と推定される尚賢書簡

古事記伝第三

天浮橋…

第四

戸麻戸…石楠船…尿…

知訶嶋 筑前、肥前ノサカヒト覚ユル所ヨリチカノ嶋チフモノ、道の右にはなれたる嶋あり、こをいふよし、其あたりはいへり、いかにそや

也 蓬萊尚賢は安永二年から古事記伝の筆写を行っていた。「第四」を写し終えたのは、先に引いたように安永四年八月二十九日、「古事記伝第三」の書写はその年の五月十三日である。この書簡はそのあたりのものと考えられる。尚賢が知訶嶋について述べているのが、再稿本4の二五丁頭書に「今筑前肥前ノ堺アタリヨリ北ノ海中ニチカノ嶋ト云島アリト云イカ、」という形で引かれ、その頭書は、やがて刊本にも採用される。

以上のような資料によって、明和八年十一月二日以前にこの巻の原形が成立し、それに推敲を加えて、一応の完成を見たのは、安永四年八月二十九日以前と考えられる。しかし、これだけのことなら——明和八年以前に原形が成立した——、ほとんど資料にあたる必要もない。六之巻（再稿本5）は明和八年十二月十日の直前に浄書を終っているので、それに先だって再稿本4が成立し

ていたということは、自然に見当のつくところである。

記伝他巻からの言及

古事記伝の各巻は、かなりの頻度でほかの巻に言及する。それは最初から行われている場合と、頭書や訂正という形式で、原形の成立した後に補われている場合とがある。前者の場合、参照を指示されている巻よりは後に、その巻が成立したということができる。甲之巻の原形の中に乙之巻に対する言及があれば、甲之巻が乙之巻のあとに成立したことになる。反対にそれが頭書等であるならば、甲之巻が乙之巻に先行した可能性も、乙之巻が甲之巻に先行した可能性も、共に存在して、前後関係は定め難い。しかし、甲之巻の中にいくつか乙之巻に対する言及があつて、いずれも頭書や補筆の形であつた場合は、乙之巻の成立は甲之巻よりも後であつた蓋然性が高いと考えられる。

もっとも記伝の場合、原形の成立といつても、複数の段階を考へるべきところもあつて、言及のしかたもかなり錯綜した様相を呈する。巻々の関係は、「おおむね」という修飾付で推測されるに過ぎないが、多少は我々を助けてくれることを期待して再稿本4（刊本5）への言及を拾い出してみよう。

まず再稿本4以前の巻で次の例があるが再稿本原形には見えない。

凡て神名に、某豆知と云多し、其義は野椎神の下【伝五の四十五葉】に云べし（刊本3・三〇）
次に再稿本5以後の例

さて此国名（日向）は、書紀推古卷の大御歌に辟武伽【武は必ズ牟の仮字なり、】とあれば、古は字の如く如此唱へしなり、…かく名けたる由は、景行紀に見えて、伝五卷【十三葉】に引るが如し（刊本6・四二）

この例は鈴屋本5の五七丁の後の附箋にあり、五七丁ウの頭書には「日向国の事こゝに云べし伝旧四の十二丁ウにあり」とある。「伝旧四」とは記伝の、刊本では巻次が五之巻となる再稿本4を指しており、鈴屋本で「四の十二丁ウ」には、書紀の推古天皇の條や景行天皇の條を引用した記述が一二丁ウから一三丁ウにかけて存在する。ただし、土満本にも刊本にも「四の十二丁ウ」を指示した記述はない。指示にしたがって前記の附箋が挿入されて、版下の原稿ができ、その時点で頭書は無用となるので刊本にこの頭書は入らない。また、頭書は宣長が記伝の巻次を改めた天明五年以後のものと思われるから、安永九年に尚賢本を写した土満本に見えるはずもない。

書紀には大禍津日は無し、又の一書に大綾津日神あり、…阿夜と麻賀と同じ由前に云り、【伝五の卅四葉】（刊本6・五七）
相当する記述が再稿本6の五丁に存在する。

書紀には大禍津日は無し又の一書に大綾都日神あり阿夜と麻

賀と同じ由前に云り【伝四の卅一丁】
刊本に【伝五の卅四葉】とあるのが【伝四の卅一丁】となつていはか違ひはない。再稿本4の原形は、再稿本6に先行するといふことができる。

伊豆能売神…前に出たる速秋津日子日女二柱は此神なりと、彼所【伝五の卅二葉三十七葉】に其由を云り（刊本6・六一）
再稿本6の八丁に、これにあたる記述があるが、【伝五の卅二葉三十七葉】は鈴屋本では頭書、土満本では補筆であり、単に「彼所」とあるのがもとの形である。

書紀には此神なし、然る故は、中筒男命を一書に赤土命とあるを、此神に当たる一の伝なり、…此事上【伝五の卅一葉三十二葉】にも云り、（刊本6・六二）

相当する記述が再稿本の原形にある（再稿本6・一一）。刊本で【伝五の卅一葉三十二葉】とあるのが【伝四の廿九丁三十四丁】となつては違ひはない。

以下、再稿本4に対する言及が散見する。再稿本と刊本の本文を掲げておこう。

- 綿津見のことは既に【伝四の卅三丁】云り（再稿本6・一二）
綿津見のことは、上【伝五の卅六葉】に云り（刊本6・六五）
- 筒之男…筒は都知と同じ由上【伝四の卅丁】に既に云り（再稿本6・一六）

筒之男…筒は都知と同じ由上【伝五の卅三葉】に既に云り（刊

本6・七〇)

○さて其都は例の之に通ふ助辞知は男の称名也其例いと多し上野椎神の所に云り(再稿本6・一六)

さて其都は例の之に通ふ助辞、知は男の称名なり、其例いと多し、上野椎神の所【伝五の四五六葉】に云り、(刊本6・七〇)

○上件十一神の事上の大事忍男神以下十柱の所【伝四の廿七丁】と考合べし(再稿本6・一六)

上件十一神のこと、上の大事忍男神以下十神の所【伝五の卅一葉】と考合すべし、(刊本6・七二)

○神夜良比爾云々神は凡て神之上の事に附云語にて上【伝四】に見ゆ(再稿本6・四三)

神夜良比爾云々、神とは凡て神之上の事に多く附云詞にて上

【伝五の六十一葉】に見ゆ、(刊本7・二六)

○忍穂耳は美称也忍の意は上の忍許呂別の所【伝四の八葉】に云り(再稿本6・六七)

忍穂耳は、大々耳にて美称なり、忍の大なることは、上の忍許呂別の所【伝五の八葉】に云り、(刊本7・五三)

最後の例は、再稿本と刊本で内容上の違いがある。「忍」イコール「大」という記述が刊本にあって再稿本には欠けているが、再稿本4の八丁を見るとその理由が判明する。そこには「忍は凡て名に多き語也押とも書り此字の意也忍字は押へ忍こゝろにて書れ

ども此字の意には非ず勇武の物を押しのご意にて称る言と見ゆ」とあって、「忍」と「大」との関係は触れられていない。再稿本の忍穂耳に関する記述は、それに対応する。

以上の例が示すように再稿本6における再稿本4への言及は最初から存在する。すなわち再稿本4は、明和九年九月八日に浄書の終った再稿本6に先行する。これは書簡からの推測と矛盾しない。

再稿本における万葉考と新撰字鏡の引用

再稿本4に関する推測は、明和八年十二月以前の成立という常識的な結論にとどまる。もう少し限定するために再稿本4の内部にふみこんでみたい。

ある書物が引用されていれば、その部分は、その本を宣長が入手したりして目を通した後に成立したと考えられる。幸い宣長については書物の購入、書写、校合などの時期に関して、かなりはっきりと知ることができ、引用書によって執筆時期を限定することもできそうである。宝暦から明和にかけての書物についての記事を、本居宣長年譜(岩田隆編 本居宣長全集別巻三所収)から必要などころだけ抜き出してみる。

宝暦七年(一七五七) 丁丑

○五月九日 手沢本万葉集二十卷二十冊書入全部了

宝曆一二年（二七六二）壬午

○二月 冠辞考十冊購求

明和六年（一七六九）己丑

○四月 万葉仙覚抄二十冊購求

○十二月 万葉考三冊購求

明和七年（一七七〇）庚寅

○九月二十九日 新撰字鏡書写

刊本5の五丁に、万葉集から次のような引用がある。

万葉二【四十一丁】に、讃岐国者云々、天地、日月與共、満

将行、神乃御面（サスギノクニハ……アメツチツキヒトトモ

ニタリユカムカミノミオモ）とよめるは、此処を思へるなり、

万葉集の本文にはとくに問題がないので、再稿本4・万葉集寛

永版本・冠辞考・万葉考から訓だけを引く。

サスキノクニハ……アメツチツキヒトトモニタリユカンカミノ

ミオモ（再稿本4・五）

サスキノクニハ……アメツチノヒツキトトモニミチユカムカミ

ノミオモ（万葉集寛永版本）

アメツチノヒツキトトモニタリユカンカミノミオモ（冠辞考

「もちづきの」の項）

サスキノクニハ……アメツチツキヒトトモニタリユカムカミノ

ミオモ（万葉考）

「タリユカン」というところだけは冠辞考と一致するが、それ以外は万葉考の訓にひとしい。宣長手沢の万葉集寛永版本は「日月」の傍に「ツキヒ 師」、「満」の傍に「タリ 師」と、これらの訓が真淵によることを明らかにしている。宣長の書き入れは、真淵説と一致するものがあっても、独自にその説を獲得したと思われるものもあって、何によったかどうか判別の難しいものが多い。

だが、ここに関しては、真淵の説によったことは確実である。宣長は早くから冠辞考によって真淵の説に触れているが、冠辞考の「アメツチノ」・「ヒツキ」という訓を見れば、ここで宣長のよっている「師」の説は冠辞考ではなくて、万葉考のものであるのは明らかである。再稿本4は、宣長が万葉考を購入した明和六年の十二月以後の成立ということになる。

次に刊本5の五七丁に新撰字鏡を引いて次のように言う。

波邇夜須昆古神、波邇夜須昆賣神、名義は埴黏（ハニネヤス）

なり、字鏡に、埴謂作泥物也埴也須とあり、【からぶみ尚書

禹貢に、厥土赤埴埴とある埴を、古訓に埴延とあり、史記も

同じ、……】

再稿本には

波邇夜須は埴黏てふ意【からぶみ尚書禹貢に、……】（再稿本

4・五四）

とあって、頭書に「字鏡に、埴謂作泥物也埴也須とあり」と補わ

れている。新撰字鏡は明和七年九月に写されているが、頭書などで補われている場合、原形執筆の時点でその資料を持っていなかったということも、資料を持っていても、後になって参照したということもありうる。だからこれだけでは何を言えるわけでもない。

しかし、同じように新撰字鏡が引用されている箇所を見ることによって、成立時期に関する推測が多少は可能になる。

刊本で五之巻の六五丁、伊邪那美命の死を悲しむ伊邪那岐命が「匍匍御枕方、匍匍御足方」する所について、記伝は次のように記す。

也 真 葉 千

匍匍は、記中にたゞ波布と訓べき所もあれど、此は波良婆比と訓べし、…新撰字鏡に、匍匍匍也、波良波比由久、靈異記に、匍匍波良波不などあり、

このあたりは刊本と再稿本で区切りがずれていて、再稿本5のはじめの方に該当する記述がある。

匍匍は此巻の末又中巻なるはたゞ波布と訓べけれど此は波良婆比と訓べし、…新撰字鏡に匍匍匍也波良波比由久とあり(再稿本5・三)

新撰字鏡は初めから書き込まれ、靈異記は頭書で補われている。再稿本5の成立は明和八年二月一〇日をそれほどさかのぼらないと考えられるが、巻頭に近いこの部分に新撰字鏡が最初から引かれているので、再稿本5の起稿は明和七年九月以後ということ

も言えるはずである。再稿本5で新撰字鏡が引かれている箇所を次に掲げる。刊本は当該箇所のみ示しておこう。

自殿騰戸この騰字…延佳本には騰戸と作て久美度と訓り…こゝは久美度を云べき所に非ず 頭書 新撰字鏡に條組也久弥とあれば久美とは訓べけれどなほ非なり(再稿本5・二三 刊本6・五)

男柱は書紀に雄柱とあり…新撰字鏡に榎柄橋梁之左右之柱乎止古柱とあり(再稿本5・三〇 刊本6・一二)

宇土は蛆字を訓来れり…【和名抄には胆を波閉乃古とありて宇土てふ訓はなし胆と蛆とは通ふ】字鏡には蜡を宇自とあり(再稿本5・三一 刊本6・一三)

見畏は見て畏む也…字鏡に悸を惶也と注し加志古牟とも於曾留ともあり又忙怕を於比由とも於豆ともあり(再稿本5・三五 刊本6・一八)

黒御鬘すべて加豆良に三の品あり…忍冬も字鏡には須比豆良とあり(再稿本5・三六 刊本6・一九)

箏は字鏡に筍箏多加牟奈和名抄に筍亦作箏和名太加無奈とあり(再稿本5・三八 刊本6・二二)

絞は字鏡に縊絞也経也久比留とあり頸をしめて殺すを云(再稿本5・四八 刊本6・三二)

御禰字鏡に禰幌口大袴と注し志太乃波加万と云ひ和名抄に袴八賀萬禰須万之毛能一云知比佐岐毛乃と云り(再稿本5・六

三 刊本6・四九

御冠：字鏡には：加々保利：首服也頭巾也比太比乃加々保利

と云り：さて和名抄に：(再稿本5・六四 刊本6・五〇)

新撰字鏡は大部分、最初から引用されている。新撰字鏡は辞書であるから、文字の訓を調べたり、音仮名で表記された言葉の語義を調べたりする——当てられる漢字を調べるといことになる——時には、まず参照すべきものであろう。再稿本5で、後に補われているのは「騰戸」について述べた一箇所であるが、ここは宣長の否定する延佳説の根拠であり、最初には手がまわらなかつたと解すべきであらうか。そのほかは、引用すべきところは初めから引用されている。

再稿本4の例は、語義の根拠を与えるもので、可能なら最初から引用したはずのところであり、引かなかったのは、新撰字鏡を持っていなかったからであると私は思う。もちろんこの一例だけでは憶測の域を出ない。だが、再稿本4以前の巻には、再稿本5以後であれば引用したようなところでも、新撰字鏡に触れていない例が、やや目につくのである。ここは再稿本4の二箇所だけをあげておこう。

類那藝神類那美神類は借字にて訓は和名鈔に類和名豆良とあるに依べし(再稿本4・三七 刊本5・四〇)——「類：豆良」(字鏡)

久々能智神久々は茎也和名鈔木具部に茎和名久木とあり字書

に草木之幹也といへり(再稿本4・四一 刊本5・四四)——「茎

：久支」(字鏡)

新撰字鏡を参照しうる状況にあったら、「類は：新撰字鏡に類豆良和名鈔にも類和名豆良とあるに依べし」などとあるべきところである。和名抄を引きながら新撰字鏡を引いていないのは、この巻の原形を執筆した時点で新撰字鏡を手元に置いておらず、推敲の過程での補足も行われなかったからだと思われる。新撰字鏡の引用のあり方——引用の欠如のあり方と言うべきか——からは再稿本4の成立は明和七年九月二十九日以前であると考えるほかはない。より資料に密着した言い方をすると、万葉考購求以後、新撰字鏡書写以前に再稿本4の原形は成立したのである。

注

(1) 再稿本の「一下」を刊本が「二」に改めたため、刊本と再稿本とで、巻数表示にずれが生じている。以下、「再稿本1上(刊本1)」などのように再稿本とそれに対応する刊本の巻数を併記したり、または単に「刊本1」や「再稿本1上」のように示す。やや煩雑であるが、混乱を避けることを第一とする。さらに個々の巻の分け方も刊本と再稿本で異なり、混乱を生じやすいので、次に掲げる表で刊本と再稿本との関係を示しておく。再稿本の本文と丁付は、主に本居宣長記念館所蔵の鈴屋本によるが、鈴屋本で刊本3に該当する部分だけは版下稿本とされているので、天理図書館所蔵の自筆稿本(天

理本)を用いた。また※は巻末を示す。

鈴屋本(二のみ天理本)	刊本(括弧内全集)
一上・〇一	一・〇一(九・〇三)
一上・七三※	一・九八(九・六三)
一下・〇一	二・〇一(九・六五)
一下・五一※	二・六〇(九・二二〇)
二・〇一「天地初発之時…」	三・〇一(九・二二一)
二・四七※	三・五一(九・一五五)
三・〇一「於是天神諸命以詔伊邪那岐命…」	四・〇一(九・一五七)
三・四五※	四・四三(九・一八四)
四・〇一「故爾反降更往廻天之御柱…」	五・〇一(九・一八五)
四・五八※	五・六三(九・二二三)
五・〇一「故爾伊邪那岐命詔云愛我那迺妹命…」	五・六三(九・二二三)
五・二〇「於是欲相見其妹伊邪那美命…」	六・〇一(九・二三七)
五・六八※	六・五三(九・二七〇)
六・一「於是詔云上瀬者瀬速…」	六・五四(九・二七〇)
六・二四「此時伊邪那岐命大歡喜…」	七・〇一(九・二八七)
六・九五※	七・八三(九・三三九)
七・一「爾速須佐之男命白…」	八・〇一(九・三四一)

(2) 以下、単に全集などとも呼ぶ。記伝刊本、書簡などの引用はこの全集による。なお主な文献について出所などを示しておく。

記伝の再稿本は、注一でも述べたが、本居宣長記念館(記念館)所蔵の自筆本(鈴屋本)により、京都大学附属図書館所蔵の栗田土満写本(土満本)などを参照した。土満本は蓬萊尚賢本と本居大平本からの転写本であり、記伝刊本による加筆も行われているが、そ

の原形は、鈴屋本と区別する必要を認めない。両者一致する場合は単に再稿本と称する。再稿本は宣長自身による訂正加筆を有するが、とくに断らない限り、原形を復元したものをここでは引いている。万葉集、新撰字鏡、冠辞考は記念館所蔵の手沢本による。それ以外は通行の本を使用した。

(3) 以下①から順に通説(全集一覽表の説)の根拠をあげ、それに対する岩田説の要点を記し、必要に応じて千葉の私見を加える。

① 根拠 本居大平「御題字能後爾記須詞」他。岩田隆『古事記伝』の起稿と稿本に関する「臆説」(鈴屋学会報 第六号 以下、岩田A)により、明和四年とするのが妥当。

② 根拠 『直毘靈』奥書。岩田隆『古事記伝』一之巻の明和八年成稿説について(鈴屋学会報 第七号 以下、岩田B)の指摘のように不明とするのが妥当。

③ 根拠 天理本奥書。岩田Aによると明和九年九月八日以後の成立であるが、それ以前にこの巻が存在していたかと思われるところもある。後日、多少の検討を試みる予定である。

④ 根拠 箱園本奥書。岩田Aの指摘するようにうたがわしい。

⑤ 根拠 再稿本奥書。この奥書は信用してもよさそうに思われる。

⑥ 根拠 明和八年十二月十日付谷川土清宛書簡の「古事伝五巻、からくして此程かきをへ候故奉る也」による。だが尚賢などが借覧して書写しているのは再稿本であり、土清の場合も再稿本を見ていると考えるのが自然であろう。岡田米夫の「古事記伝稿本の基礎的研究(上)」(皇学 第一巻第4号)も、土清が借覧したのは浄書本としている。

また一覽表が記伝刊本4（再稿本3）の「脱稿」を云々するのは、岩田Aによると倉野憲司の岩波文庫版古事記伝解説中の「功程表」を取り入れたものである。倉野は「竹柏園の所蔵に係る古事記伝稿本の四之巻の終に、明和四年五月二十六日の日附がある」ことを根拠とする。だが、岩田の指摘のように「古事記伝稿本の四之巻」の日附の存在は疑わしく、そのうえ倉野の功程表は稿本と刊本の巻数を混同してますます話が混乱する。

⑦ 根拠 再稿本奥書。⑦については今のところ問題がない。結局、明和初年から八年に至る期間は、よく分らないのである。

(4) 岡田米夫「古事記伝稿本の基礎的研究(上)」による。